九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

安保改定期における政府の集団的自衛権見解の形成過程

濵砂, 孝弘
九州大学大学院法学府 : 博士後期過程

https://doi.org/10.15017/2230968

出版情報：政治研究. 66, pp.55-87, 2019-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

安保改定期における政府の集団的自衛権見解の形成過程

濵砂孝弘

はじめに
第一章　「相互援助条約」の模索と集団的自衛権
　第一節　安保改定交渉の開始
　第二節　日本側対案の作成
　第三節　「相互援助」問題の最終調整
第二章　憲法論議の高まりと「憲法留保条項」
　第一節　「憲法留保条項」の新設
　第二節　「憲法留保条項」をめぐる日米交渉
　第三節　「在日米軍基地防衛」の表明と憲法論議の変化
第三章　集団的自衛権に関する論議
　第一節　政府・自民党内における集団的自衛権論の相違
　第二節　集団的自衛権論議の本格化
　第三節　「一九六〇年安保国会」における論戦
おわりに

はじめに

本稿は安保改定期[1]における政府の集団的自衛権見解の形成過程を、安保改定をめぐる政治過程、すなわち日米外交交渉及び日本の国内政治過程[2]に着目しながら検討するものである[3]。

一九五〇年代半ば以降、反基地闘争に代表される日本国内の対米感情の悪化が見られるなか、日本政府はこれを旧安保条約の片務性に起因するものとし、その不備是正を課題とした。日米両国間の相互性、対等性の確保を図るうえで、その法制度上の難問であったものこそ、日本国憲法第九条との整合性である。米国の対日防衛義務の明確化及び在日米軍に対する発言権の獲得を模索する日本側に対し、米国側は、「継続的かつ効果的な自助及び相互援助」を為し、かつ米国に与える国家としか相互防衛的な集団安全保障取決を締結できない旨を規定する一九四八年六月のヴァンデンバーグ決議との関係で、日米間の「相互援助」条約の形式を要求する。自国防衛のための必要最小限度の自衛力保持及び自衛権発動[4]のみ容認されるとの憲法九条解釈をようやく案出したばかりの日本政府にとって、海外派兵を伴う米国との相互防衛義務を典型とする「相互援助」は受け容れ難いものであった。一九五〇年代半ば以降、政府はこうした「相互援助」条約の模索と憲法九条との整合性に呻吟し続けるのである。

例えば、一九五五年八月の重光葵外相訪米時には、朝鮮半島、台湾を除く「西太平洋における日米両国の領土又はその施政権下にある地域」に限った「相互防衛についても、それが自衛行動の範囲内のことを規定するものであるなら、もちろん現行憲法の下において可能」との見解[5]で以って旧安保条約の相互防衛条約化を提議した。その後、一九五七年六月の岸信介首相訪米時には、外務省は「日本のもちうる集団的自衛権は、自国の防衛のため他国の助けをかりうるという消極論に限られていると解すべきで、〔…〕他国と本格的な相互防衛協定を結んで他国の領域までも防衛し〔う〕るとなすことは〔…〕憲法第九条の趣旨をあまりに逸脱した解釈」[以下、〔 〕括弧内は引用者による中略乃至補足]と軌道修正しながら、旧安保条約の「修正」を図る[6]。「相互援助」と憲法九条との間で揺れ動くこうした経緯からすれば、一九五八年九月に日米間で合意した安保改定が「日米安全保障関係を持続性あり且信頼性ある基礎に置く」ため、

「日本憲法と牴触しない相互援助型の条約」を新たに締結することを命題とした[7]ことは画期的であり、日米安保体制の確立を図るうえで不可避のことでもあった。

ともあれ日米安保改定交渉は一九五八年一〇月より開始されたが、日本の海外派兵を求めないとはいえ、「相互援助」の形式を重視する米国側と、憲法九条との整合性を重視する日本側には立場の懸隔があった。特に、新安保条約がヴァンデンバーグ決議に沿う旨を規定する条項（以下、「ヴァンデンバーグ条項」）及び日米両国の相互防衛援助義務を規定する条項（以下、「援助義務条項」）と憲法九条との整合性の確保は安保改定交渉最大の焦点の一つであった。この日米両国間の「相互援助」問題に取り組む政府内部局で俎上に上った論点こそ、集団的自衛権と憲法九条との関係である。

その一方で、安保改定は新安保条約の国会承認を必要とする以上、必然的に国内政治過程でも大きな争点となった。国会承認のためには与党自民党による安保改定承認の党議決定が必須であり、政府は自民党の党内調整を進めながら安保改定交渉に臨む。この党内調整は日米両国の相互防衛援助義務が発動される地域（以下、「条約地域」）に沖縄及び小笠原を編入することの是非、日米行政協定改定の幅、条約期限条項の文言等を主な争点として推移する。他方、日米安保条約の「解消」乃至「破棄」を狙う社会党は、新安保条約の「相互援助」的性格の合憲性を次第に集団的自衛権の法理を用いて攻め立てるに至る。集団的自衛権論は新安保条約承認をめぐる国会論戦（以下、「一九六〇年安保国会」）において社会党が「法理的に新安保条約を攻めたてようとしているところの根本」をなしていく[8]。こうして戦後初の本格的な集団的自衛権論議が戦わされた安保改定期において、政府が最終的に提示した見解こそ、所謂「広狭の集団的自衛権論」である[9]。すなわち、他国領域への海外派兵を「狭義」の集団的自衛権発動とし、これは違憲だが、交戦当事国たる他国への基地提供及び経済援助等は「広義」の集団的自衛権発動に含まれ得るとし、こちらは合憲との見解であった。こうした政府見解は、集団的自衛権に関する学説が未だ未確立であった安保改定期特有の議論とされている[10]。

では、このような安保改定期における政府の集団的自衛権見解はいかなる経緯で形成されたのだろうか。安保改定は日米安保体制に相互性、対等性の体裁を具備し、「日本憲法と牴触しない相互援助型の条約」に基づく日米安保体制としてその基本構造を確立させた重要局面であった。本稿で見ていくように、新安保条約の合憲性に関する論議は、日米外

交交渉と国内政治過程の双方を通底しながら、最終的に集団的自衛権と憲法九条との関係という問題に収斂する。それゆえ、安保改定期における政府の集団的自衛権見解の形成過程は、安保改定の一方の中心的含意である「日本憲法と抵触しない」形での日米安保体制の確立と密接不可分のものだと考えられるのである。

以上の点を踏まえ、本稿と先行研究との関係を見ていきたい。安保改定に関しては、近年では特に日米両国の政府内政策決定過程及び両政府間の外交交渉の分析に軸足を置く形で、多くの優れた実証研究が蓄積されている。[11] 坂元一哉氏の研究[12]では、米国外交史料の分析から日米両政府間の安保改定交渉が実証的に解明されている。坂元氏は「一九六〇年安保国会」における政府答弁の分析を基に、日米外交交渉の開始時点で既に政府が集団的自衛権の発動は不可能という憲法九条解釈をとっていたため、「相互援助」をめぐる日米交渉が難航したことを実証的に解明した。そのうえで、当時の集団的自衛権見解は日本政府が安保改定に準備不足だったことの表れであり、その結果、安保改定は日米安保条約に相互性の「装い」を施したに過ぎないものとなったと評価を下している。安保改定交渉に関する外務省史料の公開を受け、波多野澄雄氏や河野康子氏によってこの「相互援助」交渉をめぐる日本側の検討作業も解明が進んでいるものの、当時の政府の集団的自衛権見解に関してはこの坂元氏の研究が踏襲されている。[13]

こうした日米外交交渉の実証的解明の一方で、近年の安保改定研究では国内政治過程との連関が捨象される傾向がある。その例外が原彬久氏による安保改定の先駆的研究である。[14]「日米外交交渉と国内政治過程の連動」として安保改定をめぐる政治過程を描いた原氏は、自民党の派閥抗争が安保改定に対する党内調整を通じ、日米外交交渉を絡めとる動態を活写した。そのうえで、社会党を中心とする「野党勢力」の動向も詳細に論じつつ、同勢力は岸政権の政策決定過程にほとんど影響力を行使できず、社会党が安保改定をめぐる岸政権の政治過程に影響力を行使できた局面は「わずかな例外を除けば、五・一九採決に発する院外大衆運動の政治過程と、同採決に至るまでのおよそ一ヵ月間の政治過程」に限定されると指摘している。[15]

こうした先行研究に対して、本稿では、国内政治過程の分析から、政府の安保改定に関する政策決定過程への社会党の影響力という論点を新たに提示したい。実は、「相互援助」をめぐる安保改定交渉の時点では、集団的自衛権に関する

政府内部局の議論に多様性があった。後述の通り、安保改定をめぐる国内政治過程において、憲法論議は自民党内では主だった争点とならず、むしろ社会党が重要視した争点領域であった。集団的自衛権と憲法九条との関係が日米外交交渉と国内政治過程の双方を通底する論点であったことを鑑みれば、政府の集団的自衛権見解の形成過程を検討するにはこの社会党の憲法論議への分析が重要となるのである。

ところで、本稿は政治外交史の観点から安保改定をめぐる政治過程を実証的に検討するものであるが、政府の憲法九条解釈史研究においても、主に国会会議録の分析から集団的自衛権解釈の形成に関する研究が蓄積されている[16]。そこで、本稿でも行論上必要な限りにおいて、この領域における先行研究も見ておくこととしたい。国会答弁の分析から集団的自衛権に関する政府解釈の形成と展開を考察した阪口規純氏の先駆的研究は、「一九六〇年安保国会」における政府答弁を「広狭の集団的自衛権論」として提示し、安保改定期において従来の政府の憲法解釈が固まっていったと指摘している[17]。また、「一九六〇年安保国会」での政府答弁の分析を中心に岸政権の集団的自衛権論を検討した浦田一郎氏は、日本政府が米国向けに相互的な軍事的義務の履行を印象付けようと何らかの集団的自衛権の可能性を示唆したものの、安保改定反対の市民運動の圧力の前に断念したと推察している[18]。

この研究領域では、その方法論上の内在的限界として安保改定をめぐる政治過程の分析が捨象されがちである。安保改定期における政府の集団的自衛権見解は、端的に言えば、日米外交交渉において決着した日本による対米「相互援助」の合憲性を、如何に国内で説明するかという観点から形成されていく。それゆえ、国内世論を媒介する政治過程、すなわち社会党の憲法論議とこれに対する政府の対処を分析することが重要なのである。

本稿は外交史料館所蔵の外務省公開文書群、及び国立国会図書館憲政資料室所蔵史料といった未刊行史料、米国国務省及び統合参謀本部の文書史料といった刊行史料に依拠している。その他、国会会議録、自民党及び社会党の機関紙、憲法調査会の議事録、講演速記録、当事者の回想録及びオーラル・ヒストリー等といった史資料を適宜使用している。

こうした研究状況及び史資料を踏まえ、日本政府の動向に焦点をあてて安保改定期における政府の集団的自衛権見解の形成過程を見ていく。同政府見解は国内政治過程における社会党の憲法論議への対処が要因となり、岸首相の政治判

断によって形成されたと明らかにすることが本稿の目的である。

第一章　「相互援助条約」の模索と集団的自衛権

本章では、安保改定交渉序盤の山場となった日米両国間の「相互援助」に対する外務省アメリカ局、同省条約局、防衛庁（いずれも当時の名称）の取り組みを、「憲法上可能な相互援助」に関する彼らの認識という観点から分析する。これにより、新安保条約の骨格が固まる一九五八年一〇月から一九五九年三月にかけての政府内における集団的自衛権論の内実を考察する[19]。

第一節　安保改定交渉の開始

一九五八年一〇月四日、日米両政府の代表である藤山愛一郎外相、マッカーサー（Douglas MacArthur II）駐日米国大使と共に岸首相も出席し、以後一五ヶ月に及ぶ安保改定交渉が開始された[20]。この会談で米国側は早速全一〇条から成る新安保条約案を提示したが、憲法上の問題から日本側が検討を要したものが同案第三条及び第五条[21]である。

すなわち米国側条約案第三条は、「両締約国は、単独に及び共同して（separately and jointly）、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するための〔…〕個別的及び集団的能力（their individual and collective capacity）を維持し発展させる」という文言であった。また、同条約案第五条第一項は、「各締約国は、太平洋における他方の締約国の行政管理下にある領域及び区域に対する武力攻撃が自国の平和と安全に対する危険であると認め、憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するよう行動する」と規定していた。外務省事務当局にとってこの両条文案は、自国を直接防衛するための必要最小限度の自衛力保持及び自衛権の発動のみが許されるとの政府の憲法九条解釈からすれば到底受け容れ難いものであった[22]。この点で、米国との「相互援助」の形式をどう確保するかということが日本側最大の懸案事項となっていく。

では、日本政府は安保改定交渉にどのような陣容で臨んだのだろうか。外務省では藤山外相、山田久就外務事務次官の下、米国側との折衝を所掌するアメリカ局（森治樹局長、田中弘人参事官、東郷文彦安全保障課長）と、条約の作成及びこれに関する国会答弁を所掌する条約局（高橋通敏局長、藤崎万里参事官、井川克一条約課長）が事務当局を構成し、安保改定交渉を担当していた。また防衛庁も軍事面の観点から外務省事務当局に様々な要望を行なっている。こうした政府内部局の検討を踏まえ、岸首相が重要局面では最終的な政治判断を下していく。

この外務省事務当局では、部局としての所掌事務の関係から「相互援助」をめぐる立場の違いがあった。アメリカ局は、対米折衝を所掌することからアメリカへの政治的配慮を優先する傾向があった。それゆえ、米国の対日防衛義務の明確化のためには、何らかの形で集団的自衛権の条文化が必要という考え方を有していた。これに対し、条約局は国会論戦の矢面に立つことから国内的配慮を重視していた。故に、集団的自衛権は憲法上禁じられており、これを前提とした新条約には反対という姿勢だったのである[23]。こうした外務省事務当局に加え、米国の対日防衛義務を明確化させると共に在日米軍との軍事協力の深化を企図する防衛庁[24]の思惑も絡みながら日本側は対米交渉に臨むこととなる。

さて、先述した一〇月四日の会談後、日本側は政府内部局において米国側条約案に対する検討を開始したが、同第五条に関する条約地域の範囲が最初にその焦点となったことは広く知られている。東郷安全保障課長を中心として「相互援助」条約の形式を重視していたアメリカ局は、日本の国内事情からすれば日本本土、沖縄及び小笠原の条約地域化が現実的だとしつつも、対米交渉の妥結のためには「西太平洋地域」の米国領土を条約地域とし、海外派兵を除くあらゆる方法で「相互援助」を行うことが交渉の基礎になるべきと考えていた[25]。これに対し、条約局は個別的自衛権の発動としての沖縄及び小笠原の条約地域化までは是認するものの、集団的自衛権の発動は憲法上認められないと考え、在日米軍の基地使用以上の「相互援助」は憲法上不可との立場であった[26]。また、防衛庁は「日本の防衛力を過大評価してはならない〔…〕在日米軍を締め上げる様なやり方は防衛の為めにならない」と主張し、条約地域や自衛権の範囲及びその内容等、一〇項目にわたる研究を進めている[27]。

一方、岸首相は一〇月四日の会談終了後、日本の国民感情に言及しつつ、新安保条約によって日本が戦争に巻き込ま

れる危険が増す印象となることは避けるよう外務省事務当局に強調する。[28] その後政府内部局の検討が進む中で、岸は一〇月一八日、外務省事務当局に、「日本としては、沖縄小笠原、米国と共に渦中に投ぜられることは覚悟しなければならないが、朝鮮、台湾の捲添えになることは困る」とコメントしている。[29] 外務省事務当局は次第に日本と沖縄及び小笠原に条約地域を限定する方針を固め、マッカーサー大使は条約地域をこうした地域に限定するよう米国国務省に請訓している。[30]

こうして、条約地域問題は沖縄及び小笠原を含むかどうかが焦点となった。既にこの時点では、外務省においてアメリカ局も条約局も集団的自衛権の発動が憲法上認められないという点では一致している。だがこの前提の下でも、未だ両部局の間には「相互援助」をめぐる大きな溝が存在する。基地使用を超える積極的な「相互援助」は憲法上不可という認識であり、米国領土として沖縄及び小笠原を条約地域とすること自体に難色を示す条約局に対し、アメリカ局は、沖縄及び小笠原を米国領土として条約地域とした場合でも、自衛隊派遣を除いた措置は可能との見解であった。[31] こうした状況のもと、一一月にかけて日本側対案の作成作業が本格化していくこととなる。

第二節　日本側対案の作成

一九五八年一〇月四日の米国側条約案提示以降、同年一一月末まで日米安保改定交渉は条約地域問題を焦点として推移するが、この時期岸首相の政権基盤が弱体化したことも既に指摘されている。[32] 同年一〇月から一一月の所謂「警職法騒動」は岸の求心力を急激に低下させ、社会党の院内外闘争と連動しつつ自民党内の派閥抗争が激化したためである。沖縄及び小笠原の条約地域化問題は、こうした与野党対立及び自民党内の派閥抗争に巻き込まれる形で国内政治過程でも焦点化した。自民党内での慎重論（条約地域の限定化論、施政権返還要求並びに沖縄及び小笠原への在日米軍の核持込みの制限に対する警戒）[33]、社会党の批判（沖縄及び小笠原を結節点とする「北東アジア条約機構」化により戦争に巻き込まれるとの追及等）[34] が強まる中、外務省事務当局は条約地域問題に取り組むのである。

外務省事務当局は、一一月初頭には米国側条約案に対する対案作成作業を本格化させている。一一月四日付の日本側

対案ドラフトでは、第四条第一項で「日本本土に対する武力攻撃」の際、米国は日本と共に日本の防衛に必要な共同措置をとること、同条第二項で沖縄及び小笠原に対する武力攻撃の際、日本は米国との協議に基づき、実行可能と考える措置をとり得る旨を規定している。このドラフトではヴァンデンバーグ条項も削除されている[35]。ここには、「相互援助」に対する条約局の抑制的な姿勢が反映されている。東郷安全保障課長は、この一一月四日付日本側対案ドラフトは国内的に説明しやすいものの「相互援助」の形が希薄であり、米国との妥結に達する見込みが乏しいと説明を加えている[36]。

この一一月四日付ドラフトを基礎に改訂を加えた日本側対案を米国側に提示したのは、一一月二六日のことである。この日の藤山・マッカーサー会談で提示された日本側対案では、条約地域を「日本本土」に限定し、沖縄及び小笠原に関する言及自体が削除された。また、ヴァンデンバーグ条項も引き続き削除されている[37]。この一一月二六日付日本案に対し、マッカーサー大使は条約地域から沖縄及び小笠原を除外することは米国国務省に請訓し得ると答える一方、条約地域を縮小するためには「相互援助」の精神が重視されるとして、ヴァンデンバーグ条項の復活を強く要求している[38]。この会談終了後、大使は国務省に対し、沖縄及び小笠原を条約地域から除外するよう提言する[39]。また、外務省事務当局は条約地域を「日本本土」とした上で、その表現及び「相互援助」の具体的内容を検討していく。こうして、以降の日米外交交渉では「援助義務条項」に加え、ヴァンデンバーグ条項の表現問題が焦点化していくのである。

第三節　「相互援助」問題の最終調整

一一月二六日の藤山・マッカーサー会談を受けて、日米外交交渉では「相互援助」の形式に関する最終的な検討が進められていく。一一月二八日にマッカーサー大使は東郷安全保障課長に対し「條約地域は日本の行政権下にある地域」とし、日本本土及び日本国内の在日米軍を意味するという方式を提案している[40]。これを受けて、一二月初頭には外務省事務当局と駐日米大使館員の間で頻繁に会談が持たれ、ヴァンデンバーグ条項、「援助義務条項」の表現について仔細に協議された。さらに、政府の憲法解釈及び条約の合憲性審査を担当する法制局（現在の内閣法制局）から林修三法制局長官、高辻正己法制局次長も加わり、外務省事務当局との協議や藤山外相・林法制局長官会談が行われている[41]。

この一連の検討を踏まえ、翌一九五九年一月に入ると外務省条約局は以下の文書により外務省事務当局の意見を集約させる。すなわち、条約局は沖縄及び小笠原の条約地域化とは米国施政下にある地域として米国のために防衛することであると結論づける。その上で、日本国内に在日米軍が存在するため、日本領土内のみで相互防衛関係が成立するとの見解を提示するのである。[42] この条約局見解のラインで沖縄及び小笠原は条約地域から除外された。こうして、日本国内の在日米軍基地が武力攻撃を受けた場合の共同防衛義務［以下、「在日米軍基地防衛」］により日本は辛くも「相互援助」条約の形式を充足することとなる。

その一方、先述したように在日米軍との軍事協力の深化を企図する防衛庁は、外務省事務当局とは別に「相互援助」に関する研究を進めていた。一九五八年一二月下旬、防衛庁は外務省事務当局に対し、「相互援助」の具体的内容とその憲法上の制約に関する包括的検討の結果を伝達している。この中で防衛庁は、公海上の武力行使について、対日攻撃の意図で以って日本周辺の公海で日本防衛に従事している在日米軍に対し武力攻撃がなされた場合は、対日武力攻撃の発生以前でもその攻撃を排除するため武力行動をし得るとの見解を提示している。[43]

その後、外務省事務当局が「相互援助」に関する調整を終え、新たな日本側対案作成作業が本格化していた一九五九年三月初頭には、防衛庁の麻生茂考査官が日本領域の外、近接した公海及びその上空を条約地域に含むよう外務省事務当局に要望している。麻生考査官は、こうした地域において日本防衛に従事する締約国、すなわち米国の艦船及び航空機への武力攻撃に対し、共同防衛措置が発動される必要性を強調するのである。[44] この問題を防衛庁は相当重視していたと見え、一九五九年三月一九日には藤山外相と伊能繁次郎防衛庁長官による閣僚折衝が行われるまでに至る。この閣僚折衝で外務省側は、防衛庁の要望は相当の議論を誘発すると反論した。防衛庁側は結局これを受け容れ、両省庁は、日本側対案には単に「領域」と規定するのみとし、明文上は近海云々を明らかにしないことで一致をみている。[45]

かくして政府内部局の「相互援助」問題に関する調整は決着した。[46] 翌三月二〇日の藤山・マッカーサー会談で、日本側は条約地域を「日本の施政権下にある領域」と規定する新条約案を提示し、[47] マッカーサー大使はこれを聞き置くのである。[48] これをもって新安保条約本体に関する日米外交交渉はひと段落するが、安保改定問題は国内政治過程においても

より具体的な形で争点化することとなる。

第二章　憲法論議の高まりと「憲法留保条項」

本章では、国内政治過程において安保改定論議が本格化した一九五九年二月から七月の時期をとりあげ、新安保条約の合憲性をめぐる日米外交交渉及び国会論戦の推移を見ていく。日米外交交渉では日本側が要望した「憲法留保条項」挿入に関し、日米両国は鋭く対立することとなる。後述の通り、この「憲法留保条項」挿入問題の帰結は、安保改定期において集団的自衛権論が争点化する重要な伏線となるのである。[49]

第一節　「憲法留保条項」の新設

一九五九年に入ると、安保改定問題はより具体的な形で国内政治過程の争点となっていく。先述した通り、一九五八年秋以来自民党内では条約地域問題が論議の的となっていたが、一九五九年一月末から六月にかけて本格化された党内調整作業では条約地域問題に加え、日米行政協定の改定問題、いわゆる内乱条項の削除等が焦点となっていた。[50]こうした党内調整のたたき台として外務省事務当局が作成した安保改定内容の骨子（所謂「藤山試案」）を含む、藤山外相による声明及び講演が報道されるにつれ、新安保条約の概要が周知され始めた。こうなると、同年一月末に再開された通常国会において安保改定が国会論戦の俎上に上るのは自然のなりゆきであった。

この国会論戦において社会党は安保改定に関し、ヴァンデンバーグ条項の合憲性を主要な攻撃材料としていく。すなわち、いかなる米国との相互性の要素も憲法九条が許す範囲を逸脱していると政府を追及するのである。[51]この問題が同年三月から四月にかけて安保改定をめぐる国会論戦の焦点となるなか、岸首相や藤山外相は同条項と憲法九条との間に矛盾はないとの答弁を繰り返し、[52]防戦に追われる。加えて、同年三月三〇日に東京地裁が在日米軍の駐留を違憲と判断した（砂川事件伊達判決）ことにより、日米安保条約の合憲性自体が国内において大きな論議となった。こうした状況

は、林法制局長官の言葉を借りれば、まさに「今年は、憲法第九条論議のあたり年」[53]と呼ぶべきものであった。

このように国内政治過程で憲法論議が争点化していくなか、政府はどのようにこの問題に対処したのだろうか。前章で述べたとおり、「相互援助」をめぐる日米外交交渉において次第にヴァンデンバーグ条項の扱いは重視されていった。その一方、先述した一九五八年一二月における同条項の文言調整に関する一連の検討において、法制局、とりわけ林法制局長官は早くも同条項に「憲法上の制約の範囲内で（within the constitutional limitations）」を挿入する案を強く推している[54]。そして、自民党の安保改定をめぐる党内調整のために作成されたと見られる一九五九年二月中旬の外務省文書では、新安保条約において負うべき義務は憲法の規定の範囲内である旨を明確化することが基本方針として初めて提示される[55]。こうした方針を受け、同年二月二四日付日本側対案ドラフトではついに新安保条約の「附加条項」として、「この条約のいかなる規定も、いずれの締約国に対しても、自国の憲法上の規定に反する義務を課するものと解釈してはならない」という独立の条項（以下、「憲法留保条項」）の挿入が検討されるに至るのである[56]。

前章で述べた通り、一九五九年三月二〇日の藤山・マッカーサー会談で、日本側は米国側条約案への対案として日米行政協定の改定に関する基本方針等と共に新安保条約案を提示した。「憲法留保条項」は二月二四日案の「附加条項」時とほぼ同じ字句のまま、この三月二〇日付新安保条約案の第八条に挿入されている[57]。この会談以降、行政協定改定問題の調整を経て、四月二八日の藤山・マッカーサー会談終了後に日本側条約案が米国国務省に送付される。この四月二八日付日本側対案でも、やはり「憲法留保条項」の内容に変化は見られない。マッカーサー大使は米国国務省に対し、「憲法留保条項」の挿入は「日本政府にとって国内政治上の理由から重要である。我々の考えではこの条項は問題ない」と提言している[58]。しかし、東京における日米外交交渉では順調に進展していたとみられる「憲法留保条項」の挿入構想は、ワシントンでの検討作業を受け、一転して難航を極めることとなるのである。

第二節　「憲法留保条項」をめぐる日米交渉

一九五九年四月二八日付日本側対案中の新安保条約案に関し、米国国務省は五月九日付回訓で国防省及び軍部との検

討作業の結果をマッカーサー大使に送付した。同回訓で国務省は四つ理由を挙げ、新安保条約案から「憲法留保条項」を削除するよう命じている。その上で、国務省は大使に、日本国内における憲法論議の重大性は認識しているとして、日本側条約案第五条の「援助義務条項」の方に「憲法上の規定に従って（in accordance with its constitutional provisions）」との文言を追加するよう指示するのである。[59] これ以降、六月下旬までの新条約をめぐる日米外交交渉において「最も難航を極めたのは憲法留保条項及び第三条〔ヴァンデンバーグ条項〕の表現の問題」となるのである。[60]

さて、この米国国務省回訓が日本側に提示されたのは五月一一日である。この日の藤山・マッカーサー会談で、大使は国務省が指示した通り、「憲法留保条項」挿入は行政部による「司法権の干犯」[61]にあたると述べ、同条項挿入に強硬に反対した。この米国側の「憲法留保条項」挿入拒絶は日本側にとって寝耳に水であった。日本側史料によると、藤山外相は、憲法問題は極めて慎重に検討する必要があると返答するにとどめているが、[62] 外務省事務当局はヴァンデンバーグ条項にせめて「憲法上の制約の範囲内で」との「憲法留保」を挿入するようマッカーサー大使に懇請している。[63] また、岸首相や林法制局長官も「憲法留保条項」の削除には難色を示した。[64] 日本側は再三憲法問題を条約上で解決する重要性を訴えるが、大使の返答は、「憲法上の規定に従って」を超える「憲法留保」は「司法権の干犯」である旨の一点張りであった。「憲法留保条項」問題は日米両国間の抜き差しならぬ対立点となり、膠着状態が続くこととなる。

外務省条約局は法制局の協力の下、憲法問題に関する米国側への説明文書を作成している。同文書は、伊達判決により国民の異常な関心をひいている憲法問題を明確な形で処理することが新安保条約に支持を得る上で最も重要であるとし、「憲法を条約に適合するように解釈すべしというのではなく、条約を憲法に適合するように解釈」することを求める「憲法留保条項」の挿入を米国側に迫るものであった。[65] この文書が米国側に提示された六月三日の藤山・マッカーサー会談終了後、山田外務事務次官は独断で、ヴァンデンバーグ条項に「憲法上の規定に従うことを条件として（subject to their constitutional provisions）」を挿入することは可能かと照会している。山田次官とマッカーサー大使はこの妥協案で日米両政府内の意見集約を図ることとし、米国国務省に同案の検討を促すのである。[66]

藤山外相は六月一二日迄に、山田次官の案では憲法問題の処理を不充分と考えていた岸首相及び法制官僚を説き伏せ

た。米国側史料によれば、藤山はマッカーサー大使に対し、社会党が今後ますますヴァンデンバーグ条項の合憲性問題を標的にするだろうが、憲法九条には自衛力に関するいかなる言及も無いため、「憲法上の規定及び手続に従って」の挿入では法的、政治的に困難があるのだと日本側の窮状を訴える。その上で、山田次官の案は米国側への最大限の妥協であり、こうした問題への対処に必要な最小限の措置であるとして、同案を甘受する旨を大使に伝えるのである。[67]

こうしたさなか、マッカーサー大使に接触を図った人物がいる。社会党右派の領袖西尾末広である。六月八日、西尾は大使との会談において、西尾率いる社会党内の「民主社会主義勢力」には条約の文言が公正、公平で、日本国憲法及び日本国民の正当な懸念に合致しているならば安保改定に反対するとは限らない相当の人々がいると示唆し、西尾や彼の支持者の立場は新条約及び関係協定の内容次第であると発言する。大使は、山田次官の案を検討中の国務省に対し、この西尾の立場は「極めて意義深く、日本の世論の受容と支持を得るために、最大限に採り得る方法で安保条約と関係協定を条文化する劇的なまでの重要性を強調するものだ」と報告している。[68]

こうした西尾との会談報告が功を奏したのか、六月一六日には米国国務省がヴァンデンバーグ条項に「憲法上の規定に従うことを条件として」を挿入することを受け容れる。国務省は「憲法留保条項」挿入を拒絶した真の理由を以下のように説明している。すなわち、「合憲性に関する独立条項についての米国側の一つの主要な危惧は、憲法上の制約への言及の挿入が、日本への直接攻撃以外の場合に日本国内における基地使用を損ない得るということだった。〔…〕憲法九条は、日本を『交戦状態（belligerency）』に巻き込んでいると考慮される状況においては、日本が基地の使用及び建設を許可することを妨げると解釈され得る」ため、国防省が特に反対したのである。その上で国務省は、「援助義務条項」における「憲法上の規定に従って」との間に実質的な相違がないことが確認できれば山田次官の案を受け容れるとマッカーサー大使に回訓している。[69] これを受け、外務省事務当局は翌六月一七日、両文言に実質的な違いは何ら無く、山田次官の案を用いることで新条約上の義務の否認や実施の制約を目論む意図は無いとの文書を米国側に提示する。[70] 米国側は日本側から一筆取ることで、漸く「憲法上の規定に従うことを条件として」の挿入を受け容れたのである。

以上の紆余曲折を経て、結局独立の「憲法留保条項」は条文化されず、日本側対案第三条のヴァンデンバーグ条項に

「憲法上の規定に従うことを条件として」を挿入することで日米両政府は一致した。これにより、日本側としては社会党による憲法論議に「最小限」とはいえ対処できるはずであった。

第三節　「在日米軍基地防衛」の表明と憲法論議の変化

しかし、実際のところ社会党は一九五九年五月末以降、憲法論議の焦点をヴァンデンバーグ条項から、日本の「相互援助」として日米外交交渉で合意した「在日米軍基地防衛」の合憲性に転換させつつあった。五月二五日、藤山外相は講演の中で新安保条約の包括的内容を説明するとともに[71]、訪米中の五月二六日（米国時間）、米国の対日防衛義務に対する日本の「相互援助」が「在日米軍基地防衛」である旨を初めて公言している[72]。同年六月二日に参院選を控えるなか、社会党はこの発言に鋭敏な反応を示している。

すなわち、社会党は選挙運動中の五月二六日、ヴァンデンバーグ条項に代表される防衛分野の相互的、軍事同盟的性格の合憲性、条約地域問題、新安保条約の締結による日本の孤立化などを主な論点とした安保改定問題に関する公開質問状を政府に提出していた[73]。しかし、五月二七日に夕刊各紙で前述した藤山外相の声明が報道されると、社会党は翌日即座に再質問状を出し、憲法と自衛権の範囲内での安保改定と主張するならば、この藤山外相の声明を取り消すべきだと政府を批判するのである[74]。これ以降、社会党は「在日米軍基地防衛」の合憲性を執拗に追及していくが、その手段として次第に用いられ始めたものこそ、集団的自衛権の法理であった。

社会党は六月二六日の参議院代表質問で、早速集団的自衛権論を用いて「在日米軍基地防衛」の合憲性を質している[75]。さらに七月一〇日には、ヴァンデンバーグ条項と関連付けて「在日米軍基地防衛」の合憲性を追及した。すなわち、社会党の大西正道議員は「日本の米軍基地に対する攻撃は、日本の個別的な自衛権の発動によってこれに対処するというのであるならば、一体集団的な自衛権の発動、すなわち、バンデンバーグ（マ）の決議でいえば、相互援助というところはどこに充足されるのか」と指摘した上で、「在日米軍基地防衛」は集団的自衛権の発動ではないのか、憲法九条は集団的自衛権の発動を認めるのかと執拗に政府を問い質したのである[76]。この追及に対する藤山外相及び高橋条約局長の答弁によ

り、政府は初めて「在日米軍基地防衛」は個別的自衛権の発動であると表明することとなる。[77]

こうした状況に、マッカーサー大使は米国国務省に対し、最近の安保改定をめぐる国内の議論では「在日米軍基地防衛」が最も論争的な問題の一つとなる一方、ヴァンデンバーグ条項問題自体は重要でなくなりつつあると報告している。[78] 六月下旬以降、「在日米軍基地防衛」の合憲性は安保改定に関する国会論戦の主要論点に浮上したのである。[79]

このように、社会党が「在日米軍基地防衛」の合憲性を集団的自衛権の法理を用いて追及し始めたことで、政府は憲法論議に対する新たな対処を迫られることとなった。次章では、こうして本格化した集団的自衛権論議を通じて安保改定期における政府見解が形成されていく過程を見ていきたい。

第三章　集団的自衛権に関する論議

本章では、国内政治過程において集団的自衛権論議が本格化した一九五九年七月以降を取り上げる。この七月の時点で、実は、政府及び自民党内の集団的自衛権論には大きな相違が存在した。こうした政府及び自民党内の議論が「広狭の集団的自衛権論」に集約され、安保改定期における政府の集団的自衛権見解が形成される経緯を見ていきたい。

第一節　政府・自民党内における集団的自衛権論の相違

安保改定期において集団的自衛権に関する議論それ自体は、実際には「在日米軍基地防衛」問題が争点化する以前から散発的に行われている。以下ではまず、先述した一九五九年七月一〇日の国会論戦までに政府及び自民党によって出された集団的自衛権論を見ていくことで、その各議論の相違点を確認しておきたい。

林法制局長官は一九五九年三月一六日、集団的自衛権と憲法九条との関係に関し、「要するに外国の領土において外国を援助する、外国を援助するという意味は武力行動を外国においてやる、そういう意味のいわゆる集団的自衛権の行使、これは日本の憲法にいう自衛権の範囲に入らない」[80]と明言している。これに先立つ三月二日には、「集団的自衛の中で一

番問題になりますのは、いわゆる軍事行動の問題だと思うわけです。〔…〕しかし集団的自衛という言葉をもう少し広く解釈すれば、軍事行動以外の面もいろいろございましょう。そういう面について、日本の憲法上禁止されておるということにはならないと思います。〔…〕自国を防衛することを数国と共同してやるということは、日本にとっては集団的自衛権の問題ではございません。また日本の憲法違反という問題でもございません」[81]と答弁している。このように、林法制局長官は集団的自衛権を他国領域への海外派兵という「狭義」のものと、これを除く「軍事行動以外」のものに分けてその合憲性を判断している。また、集団的自衛権を個別的自衛権の共同発動として説明することを否定している。

一方、先述の通り、自民党は一九五九年一月以降安保改定に関する党内調整を本格化させていた。同年四月一一日、自民党総務会は新条約および行政協定の改定に関する「要綱」に対し、細目については「自民党安保小委員会」を設置して検討することとした上でその「趣旨」を了承する。これを受けて、同小委員会は五月二日、その結論、すなわち「小委員会結論」を自民党総務会に提出した。前章で述べたとおりこの時期は憲法論議が高まっていたため、この「所見」はいわば憲法問題に対する自民党の統一見解の様相を呈していた。このなかで集団的自衛権と憲法九条との関係については以下のようにその見解が示されている。

（イ）日本国がその存立を全うし、日本国民が平和のうちに生存する権利が、他国の武力攻撃によって侵害され、またはそのさし迫った危険が現存する場合、必要な限度で他国の武力攻撃を阻止することは、自衛権の行使として、憲法の容認するところである。この場合、第三国と軍事的に協力して、他国の武力攻撃を阻止することになれば、自衛権の行使は、集団的自衛の形で発現されるとみることもできるわけである。

（ロ）〔…〕わが憲法のもとでは、他国が武力攻撃を受けた場合に、他国に加えられた武力攻撃を阻止することは、抽象的にその他国がわが国と連帯関係にあるというだけではなく、具体的にわが国について、右に述べたような非常の事態が発生しているというのでなければ集団的自衛の権利の名においてでも、これを正当視するわけにはゆかない[82]。

この見解からは、集団的自衛権及び個別的自衛権の区別を問わず、「日本の存立に対する危険」がさし迫るような非常事態への対処かどうかが「自衛権」発動の合憲性に関する判断基準にされていたことが読み取れよう。それゆえ、こうした非常事態への対処であれば「集団的自衛の権利の名において」「他国に加えられた武力攻撃を阻止すること」も憲法上可能と解されるのであり、日本防衛及び「在日米軍基地防衛」を日米両国による個別的自衛権の共同発動として集団的自衛権で説明することも「自衛権の行使として、憲法の容認するところ」となり得るのである。前章で述べた通り、この時期の自民党の党内調整の焦点は日米行政協定の改定問題を中心として、内乱条項の削除、条約地域問題等であり、憲法問題はあまり争点化していない。それゆえ、この党見解には政府内部局の考え方が色濃く反映されていると推察される。四日後の五月六日に高辻法制局次長が憲法調査会の場で、集団的自衛権と憲法九条の関係をこの自民党見解と全く同じ内容で以って説明していることはその証左であろう[83]。また外務省条約局もこの見解に則って国会答弁に臨んでいる。前章末で述べた社会党の大西議員の追及に対する高橋条約局長の答弁がそれである。

一九五九年七月一〇日、「在日米軍基地防衛」の合憲性に関する大西議員の質疑を受けた高橋条約局長は、集団的自衛権を海外派兵と捉えるならこの基地防衛は個別的自衛権の発動であるとしたうえで、以下のように答弁している。すなわち、「この〔『在日米軍基地防衛』の〕場合、日本の領域におきます場合に、日本も自衛権を発動している、アメリカも自衛権を発動している、そのような状態で両方の個別的自衛権が同時に競合して行われているような状態をながめまして、これをまた集団的自衛権というならば、これは集団的自衛権といってもいいかと思います。〔…〕集団的自衛権が一つありまして、それから個別的自衛権という観念がまた一つあるというふうにわれわれは考えておりません。われわれはやはり攻撃された場合に、それに対抗する権利として存在するのは自衛権だと考えております。〔…〕憲法上の自衛権の解釈によってすべてが規定される[84]」。このように、外務省条約局は個別的自衛権の共同発動として「在日米軍基地防衛」を集団的自衛権の法理で説明することを否認していない。高橋によれば、個別的自衛権と集団的自衛権の区別ではなく「憲法上の自衛権」かどうかが重要なのである[85]。加えて、先述の通り外務省には、少なくとも一九五七年以来、日米両国による日本の共同防衛を「消極的」集団的自衛権の発動として捉える見方があったのである。

このように、一九五九年七月の時点で、政府・自民党内の集団的自衛権論には林法制局長官と外務省条約局及び高辻法制局次長の間で大きな相違があった。集団的自衛権論議が本格化するなか、政府はその見解を集約化するのである。

第二節　集団的自衛権論議の本格化

一九五九年七月以降、自民党の安保改定に関する党内調整は最終局面を迎える。一〇月二七日に自民党両院議員総会が党議決定を下すことで終結するこの党内調整は、条約期限問題を中心として、沖縄及び小笠原の取り扱い、「内乱条項」削除の是非、事前協議制度における拒否権明記、行政協定改定、「極東条項」存置の是非等を論点としていた[86]。この党内調整の最中、自民党は七月末から八月にかけて安保改定の内容を包括的に取り上げた広報宣伝資料を発表している[87]。この広報資料において、「在日米軍基地防衛」は日本の領土への攻撃に対する自衛のための必要な措置であり、自衛権の発動だと説明されているが、集団的自衛権自体に関する記述は見られない[88]。これに対し、社会党は八月八日に発表した反論文書において、「ある国が在日米軍を攻撃したと仮定した場合、〔…〕米軍が攻撃されるのを援助するのは集団的自衛権である。これを〔政府自民党が〕個別的自衛権というのは集団的自衛権の発動が憲法違反だからである」と述べ、「政府自民党」の集団的自衛権論を痛烈に批判している[89]。

こうしたさなか、高橋条約局長は九月一日、「個々の国々が行動するときに、その全体を見て一つの集団的自衛権というふうに解する解釈は現在一般的には行われていない〔…〕集団的自衛権と申しましても、行使する主体は一つの国、その国が行使するということに解釈されている」と答弁し、個別的自衛権の共同発動としての集団的自衛権という解釈を否定するに至った[90]。従来の外務省条約局の見解が軌道修正されたのである。この状況下で政府の集団的自衛権論の方針を決定付けた人物こそ、岸首相であった。

すなわち、一九五九年秋頃に岸首相は林法制局長官と主導し、外務省や法制局内に存在した「在日米軍基地防衛」に集団的自衛権の法理を援用すべしとの意見を押し切って、これを個別的自衛権の発動と説明する方針を決定した[91]。この決定には、社会党の憲法論議自体というよりも、新安保条約が純然たる相互防衛条約との印象を持たれ、社会党による

「新条約は軍事同盟」との批判が強まることを避ける狙いがあったようである。[92] 新安保条約の国会承認及び批准をめぐる与野党の激突が予想されるなか、社会党の憲法論議は結果として岸首相の国会対策[93]にも影響を与えたと解されよう。また、一九六〇年四月迄には自民党の集団的自衛権論もこの林法制局長官の路線に集約される。[94] 以上を確認した上で、次節では一九六〇年一月の時点に戻り、新安保条約承認をめぐる国会論戦を見ていくこととしよう。

第三節　「一九六〇年安保国会」における論戦

一九六〇年一月一九日の日米首脳会談で調印された新安保条約は、その承認を求めて二月五日に第三四回通常国会へ提出される。社会党は「極東の範囲」、条約修正権、事前協議制度における拒否権の有無等を争点に世論へのアピールを重視し、[95] 審議引き延ばしによって国会承認阻止を目指した。集団的自衛権論議が中心的争点となるのは主に国会論戦の中盤以降であるが、四月二〇日の岸首相の答弁は、当時の政府見解を体系的に提示するものである。

岸首相は集団的自衛権と憲法九条との関係について、「〔集団的自衛権の〕一番典型的なものは、そこにいっておるように、自分の締約国であるとか友好国であるという国が侵害された場合に、そこに出かけていって、そこを防衛するという場合でありますけれども、そういうことは、われわれの憲法のもとにおいては、認められておらないという解釈を私は持っております。ただ、集団的自衛権というようなことが、そういうことだけに限るのか、あるいは今言っておるように、基地を貸すとか、あるいは経済的の援助をするとか〔…〕そういうことは、もちろん日本の憲法の上からいってできることである。それを集団的自衛権という言葉で説明するならば説明してもよろしい」と答弁する。[96] その上で、「この攻撃を受ける在日米軍というものは、日本に基地を持って日本に駐留しておるものであります。〔…〕日本の主権に対する、日本の施政下にある領土に対する武力攻撃でありますから、〔…〕個別的自衛権の発動によって、これに対して実力を行使してこれを排除するということは、当然のわれわれの自衛権の行動である」[97]と述べ、「在日米軍基地防衛」は個別的自衛権の発動である旨を明言するのである。

こうした政府の集団的自衛権見解に対し、社会党は厳しい批判を浴びせた。岡田春夫議員はこの岸首相の答弁に対し、

「確かに日本の領土、領空、領海を侵害した、これはその通り。しかしながら、在日米軍という、日本の主権の及ばない別な国の主権、これに対する攻撃、それ自体に対する攻撃というものに対して〔…〕共同の危険に対処して行動をするという、しかもこのことは、自国の安全を危うくするものであるということを〔新安保条約第五条で〕認めて対処するという限りにおいては、集団自衛権が行使されない限りにおいては、その概念というものは出てこない[98]」と執拗に追及している。

集団的自衛権をめぐる議論は三月末から五月にかけて紛糾の度合いを増していったが、五月一九日深夜の新安保条約及び関係文書の衆議院通過と共に幕切れを迎えた。岸首相は後年この「一九六〇年安保国会」を振り返り、「『極東』の範囲なんていうのは、苦労した格好になっているけれども、あれは愚にもつかなかったね。〔…〕例えば憲法の範囲内において、日本が武力を強化していくという問題のほうが実質的には重要なんだ。つまりこのほうが本質的な問題だった[99]」と回想している。また、この「広狭の集団的自衛権論」を提示した林法制局長官は、「この点〔集団的自衛権と憲法九条との関係〕に対する私どもや外務省の答弁は、われながら実にがっちりしていて、野党側に乗ずるすきを与えなかったといってよい[100]」との自負を残している。

結局のところ、政府は、「在日米軍基地防衛」は日本の領域への武力攻撃に対する個別的自衛権の発動であるとの答弁に終始することで、集団的自衛権に関する論議を平行線に持ち込み、社会党の追及から逃げ切った。社会党が新安保条約の合憲性に対する追及を強めるなか、「一九六〇年安保国会」を控え、岸首相は政治判断として林法制局長官の集団的自衛権論を採用した。こうして安保改定期における政府の集団的自衛権見解は形成されたのである。

おわりに

以上、本稿では安保改定期における政府の集団的自衛権見解の形成過程を、安保改定をめぐる政治過程、すなわち日米外交交渉及び日本の国内政治過程に着目しながら検討してきた。その結果、国内政治過程と密接に関係し、林法制局

長官の議論を採用した岸首相の政治判断によって政府の集団的自衛権見解が形成されたことが明らかとなった。

新安保条約の骨格が固まる一九五八年一〇月から一九五九年三月にかけて、安保改定交渉に臨む日本の政府内部局では「相互援助」と憲法九条との整合性が焦点となった。「集団的自衛権発動は憲法上不可」との前提を共有したうえで、「憲法上可能な相互援助」に関する政府内部局の見解は異なっていた。外務省アメリカ局は海外派兵を除くあらゆる「相互援助」措置が憲法上可能との見解であった。同省条約局は、個別的自衛権発動の範疇に収まらないような、基地使用以上の積極的「相互援助」は憲法上不可との認識を有していた。防衛庁は対日武力攻撃の発生以前の公海上における在日米軍防衛も憲法上可能との立場であった。こうしたことから、「相互援助」に関する日米外交交渉の時期に、政府に統一した具体的な集団的自衛権見解までは共有されていなかったと考えられる。海外派兵は憲法上不可という共通認識の枠内で、各部局がその対米交渉方針から独自に見解を立てており、最終的に、外務省条約局の集団的自衛権論で政府内部局の議論が集約された。以上がこの時期の政府の集団的自衛権論の内実であろう。

その後、一九五九年二月頃から安保改定問題はより具体化された形で国会論戦の争点となる。社会党による追及等を通じて国内政治過程で憲法論議が高まるなか、政府はヴァンデンバーグ条項の合憲性に関する批判に対処する必要性を強く認識し、対米交渉において「憲法留保条項」の挿入を再三要請した。米国側の拒絶により、日本側はヴァンデンバーグ条項への「憲法上の規定に従うことを条件として」の挿入で妥協したが、これで社会党の憲法論議に対処できるはずであった。しかし、藤山外相の「在日米軍基地防衛」に関する声明後、社会党は当該「憲法留保」の射程外である「援助義務条項」に関し、基地防衛の合憲性を集団的自衛権の法理を用いて追及していく。かくして政府は新たな対処を迫られることとなったのである。

こうして一九五九年七月以降、「在日米軍基地防衛」の合憲性に関する議論の浮上により、政府・自民党と社会党の間で集団的自衛権論が争点化することとなった。この七月時点で、政府・自民党内には、「日本の存立に関わる危険」と判断し得る際にはその発動も憲法上可能と解釈し得る集団的自衛権論が有力に存在していた。すなわち、日本に対する脅威に対して「憲法上の自衛権」を発動するとの考え方であり、「在日米軍基地防衛」も個別的自衛権の共同発動としての

集団的自衛権の法理で以って説明し得るものであった。これに対し、林法制局長官は日本への直接の武力攻撃の有無によって個別的自衛権と集団的自衛権を峻別し、「外国を援助する」際の日本の実力行使の有無によってその合憲性を判断する議論を提示した。この「広狭の集団的自衛権論」では、他国領域に海外派兵する「狭義」のものは違憲、この部分を除く他国への基地提供及び経済援助等といった「広義」のものは合憲と判断される。社会党が新安保条約の合憲性に対する追及を強めるなか、岸首相の政治判断により、この林法制局長官の議論が安保改定期における政府の集団的自衛権見解として採用されたのである。

このように、安保改定期における政府の集団的自衛権見解は、社会党の憲法論議への対処が要因となり、岸首相が政治判断として林法制局長官の集団的自衛権論を採用したことで形成された。安保改定をめぐる政治過程において、自民党内では比較的争点化しなかった憲法論議は社会党の影響力が直接反映される争点領域であった。社会党の憲法論議は政府に安保改定の合憲性に関する説明責任を課す強力な圧力となり、日米外交交渉における日本側の憲法問題に関する政策方針を直接的に方向付けたのである。政府は「在日米軍基地防衛」によって成り立つ「相互援助」の合憲性を、国内政治過程における社会党の追及から「広狭の集団的自衛権論」により担保した。こうしたことから、安保改定期における政府の集団的自衛権見解の形成過程は、日米安保体制を新安保条約、すなわち「日本憲法と牴触しない相互援助型の条約」に基づかせるという、政府の安保改定方針の仕上げと位置付けられるのである。

なお、「広義の集団的自衛権論」形成過程の更なる検討、岸首相の政治判断の更なる裏付け、米国政府内の対日政策決定過程や自社両党内の政治過程の分析等による安保改定のよりマクロな構造把握等については今後の課題としたい。

注

（1）本稿では、日米両国が「安保調整」として「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（以下、「旧安保条約」）の不備是正を本格化させる一九五八年五月前後から、一九六〇年六月二三日の「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下、「新安保条約」）の批准に至る時期を安保改定期とした。故に、一九五七年六月の岸首相訪米に至る経緯、及びそれ以降の「安

保調整」への取り組みは行論上必要に応じて取り上げるにとどめる。安保改定交渉に先立つ日本政府の取り組みは、吉田真吾『日米同盟の制度化』（名古屋大学出版会、二〇一二年）、第一章、及び西村真彦「一九五七年岸訪米と安保改定（一・二・三）」（『法學論叢』第一七八巻第六号、一〇二―一二一頁、第一七九巻第二号、一三〇―一五八頁、同巻第四号、一三二―一四三頁、二〇一六年）に詳しい。

（2）本稿中の「国内政治過程」の射程は、専ら議会政治を念頭にした政府及び与野党の政治エリート間による対立や妥協にとどまる。

（3）本稿では後述の通り、「相互援助」「相互援助条約」「援助義務条項」「ヴァンデンバーグ条項」「憲法留保（憲法上の留保）」「憲法留保条項」「在日米軍基地防衛」等の語句を用いて論述している。こうした語句には、論述の便宜の点から当時の史資料中に見られる用語等に基づき筆者が案出したに過ぎない造語も含まれており、研究領域のなかで確立した用語とは限らない旨を予めお断りしておく。

（4）安保改定期を含む一九五〇年代は、自衛権の保有、発動、行使の区別が明確にされていないことが多く、特に今日でいう自衛権の行使が「発動」と述べられる例が多い。故に、本稿では引用部分等を除き、基本的に「発動」の語を用いている。

（5）条「日米相互防衛に関する擬問擬答」一九五五年八月二三日〔平成二二年度外交記録公開（一）、CDボリューム名H22-003、ファイル管理番号二〇一〇―六二二六、「日米安全保障条約の改定に係る経緯」［以下、「日米安全保障条約の改定に係る経緯」］第八巻、外務省外交史料館所蔵〕。

（6）豊下楢彦『集団的自衛権とは何か』（岩波書店、二〇〇七年）、六六―六七頁。外務省「日米協力関係を強化発展せしめるためにとるべき政策」一九五七年三月より、「別紙一　日米安全保障条約改訂案」及び「日米安全保障条約の改訂案の説明」（第一九回外交記録公開、CDボリューム名A'-432、分類番号A1.4.1.1、「日米外交関係雑件」第三巻、外務省外交史料館所蔵）。西村、前掲論文（一）、一〇五頁、（二）、一三二―一三三頁及び一五八頁。

（7）アメリカ局安全保障課長「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」一九六〇年六月（「一九六〇年一月の安保条約改定時の核持ち込みに関する『密約』調査、関連文書」）。

（8）自由民主党政務調査会「新安保条約の論点―反対論にこたえる」（自由民主党編『政策月報』第五一号、一九六〇年、四―二一頁）、二〇頁。

（9）当時からこの政府見解は「広狭の集団的自衛権論」と認識されていた。「一九六〇年安保国会」で野党側の論陣を張った社会党の石橋政嗣衆議院議員は、政府は集団的自衛権に関し、「狭義の解釈をとれば行使できない。広義の解釈をとれば行使できる」との見解だとして反駁の論理を組み立てている〔「衆議院日米安全保障条約等特別委員会質疑原稿　二」（「石橋政嗣関係文書」二所収、国

立国会図書館憲政資料室所蔵)〕。故に本稿でも「広狭の集団的自衛権論」との呼称を用い、この政府見解の形成過程を考察していく。

(10) 一九七二年以降の政府解釈では、集団的自衛権とは実力行使に係る概念であり、基地提供のような便益の供与をも含むものではなく、自国の安全に対する脅威を発動要件とすることもない〔阪田雅裕編著『政府の憲法解釈』(有斐閣、二〇一三年)、五一―五二頁〕。

(11) 安保改定に関する主な先行研究は以下の通り。河野康子「日米安保条約改定交渉と沖縄―条約地域をめぐる政党と官僚」〔坂本一登・五百旗頭薫編著『日本政治史の新地平』(吉田書店、二〇一三年)、四二九―四七五頁〕。坂元一哉『日米同盟の絆―安保条約と相互性の模索』(有斐閣、二〇〇〇年)。豊田祐基子『日米安保と事前協議制度―「対等性」の維持装置』(吉川弘文館、二〇一五年)。西村、前掲論文及び「安保改定と東アジアの安全保障、一九五六―一九六〇年」(京都大学博士論文、二〇一八年)。波多野澄雄『歴史としての日米安保条約―機密外交記録が明かす「密約」の虚実』(岩波書店、二〇一〇年)。原彬久『戦後日本と国際政治―安保改定の政治力学』(中央公論社、一九八八年)。同『日米関係の構図―安保改定を検証する』(日本放送出版協会、一九九一年)。山本章子『米国と日米安保条約改定―沖縄・基地・同盟』(吉田書店、二〇一七年)。吉田、前掲書、第一章。John Swenson-Wright, *Unequal Allies?: United States Security and Alliance Policy toward Japan, 1945-1960* (Stanford: Stanford University Press, 2005), Chap. 6.

(12) 坂元、前掲書、第五章及び二八一―二八二頁。

(13) 波多野、前掲書、第三章。河野、前掲論文。なお波多野氏は、「憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」という「一九五六年(昭和三一年)五月二十九日の稲葉誠一衆議院議員の質問主意書に対する〔政府〕答弁書」が集団的自衛権と憲法九条との関係についての政府解釈の公理となったという指摘〔田中明彦『安全保障―戦後五〇年の模索』(読売新聞社、一九九七年)、一七八頁〕に依拠しながら、安保改定交渉開始の時点で政府はすでに集団的自衛権の行使は許されないとの憲法解釈をとっていたと述べている(波多野、前掲書、八五―九三頁及び一〇一頁)。しかし、稲葉氏の衆院初当選は一九七二年であり、田中氏が挙げている政府答弁書はその文言からして、実際には政府が一九八一年(昭和五六年)五月二九日に稲葉氏の「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問主意書に回答したものである。故に、安保改定交渉開始時点において集団的自衛権の発動は憲法上不可という認識が共有されていたとしても、この時期における政府内の集団的自衛権論の具体的内容は先行研究では明らかでない。この稲葉氏の「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問主意書に対する政府答弁書については、浦田

一郎編『政府の憲法九条解釈―内閣法制局資料と解説（第二版）』（信山社、二〇一七年）、二四六―二四七頁。阪田、前掲書、六二頁。

（14）原、前掲『戦後日本と国際政治』及び『日米関係の構図』。同『岸信介』（岩波書店、一九九五年）、第八章。同『戦後史のなかの日本社会党』（中央公論新社、二〇〇〇年）、第四章。

（15）原、前掲『戦後日本と国際政治』、四六五―四六八頁及び四八五―四九二頁。

（16）管見の限り、安保改定期の政府の集団的自衛権見解に言及する主要な研究は以下である。浦田一郎『集団的自衛権限定容認とは何か―憲法的、批判的分析』（日本評論社、二〇一六年）。同「日本国憲法の解釈史―集団的自衛権論を中心に」（歴史科学協議会編『歴史評論』第七九八号、二〇一六年、二八―三八頁）。阪口規純「集団的自衛権に関する政府解釈の形成と展開―サンフランシスコ講和から湾岸戦争まで（上・下）」（『外交時報』第一三三〇号、七〇―九八頁、第一三三一号、七九―九九頁、一九九六年）。阪田、前掲書、第Ⅰ章。佐瀬昌盛『新版 集団的自衛権―新たな論争のために』（一藝社、二〇一二年）。篠田英朗『集団的自衛権の思想史―憲法九条と日米安保』（風行社、二〇一六年）。豊下、前掲書。水野均『内閣法制局は「憲法の番人」か？―日米安保解釈を検証する』（並木書房、二〇一七年）。山内敏弘「憲法九条と集団的自衛権」（『獨協法学』第九一号、二〇一三年、一―六六頁）。Kan, Hideki, "U. S. Global Strategy and Japan's Right to Exercise Collective Self-Defense: A Historical Perspective", (*Nanzan Review of American Studies*, Vol. 37, 2015, pp. 71-91).

（17）阪口、前掲論文（上）、八一―八六頁。

（18）浦田、前掲書、一七―二三頁、及び前掲論文、三〇―三二頁。

（19）条約地域問題を中心とした「相互援助」をめぐる日米外交交渉の政治過程に関してはすでに相当の実証的解明が行われている（坂元、前掲書、第五章。波多野、前掲書、第三章。河野、前掲論文）。特に、河野氏は外務省アメリカ局を中心に一九五八年一一月末までの外務省事務当局の動向を詳細に分析し、安保改定交渉において沖縄及び小笠原が条約地域に含まれなかった経緯を検討している。これに対し、本章は以上の先行研究の成果を全面的に踏まえつつ、「相互援助」問題に対する政府内部局の取り組みを再構成することで、この時期の政府の集団的自衛権論の内実そのものを考察するものである。故に、「相互援助」交渉の政治過程に関してはその検討を主眼としておらず、行論上必要な範囲で取り上げるにとどめる。

（20）「十月四日総理、外務大臣、在京米大使会談録」一九五八年一〇月四日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第一巻、外務省外交史料館所蔵）。

（21）「米第一次案　Draft Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America」一九五八年一

○月四日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第一巻、外務省外交史料館所蔵）。なお、この両条文の翻訳は東郷文彦『日米外交三十年』（中央公論社、一九八九年）、七三―七四頁を参考にした。

(22) 前掲、アメリカ局安全保障課長「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」。東郷、前掲書、七五―八一頁。

(23) 原、前掲『戦後日本と国際政治』、一九三―一九四頁及び五九八―五九九頁。

(24) 吉田、前掲書、六一―六五頁。

(25) 米保長「安全保障調整に関する件」一九五八年一〇月六日、米保長「日米安全保障に関する新条約についての基本的考へ方」一九五八年一〇月九日、米保長「安全保障に関する新条約に於ける条約地域の問題と今後の交渉の進め方について」一九五八年一〇月一四日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第一巻、外務省外交史料館所蔵）。

(26) 条参「日本国憲法と自衛権」一九五八年一〇月九日、条参「沖縄を条約区域に含ませる場合の問題点」一九五八年一〇月九日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第一巻、外務省外交史料館所蔵）。

(27) 米保「防衛庁との打合に関する件」一九五八年一〇月二一日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第一巻、外務省外交史料館所蔵）。

(28) 前掲、「十月四日総理、外務大臣、在京米大使会談録」一九五八年一〇月四日。

(29) 「覚」［作成者、作成日付不明］（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第一巻、外務省外交史料館所蔵）。

(30) Embtel. 948, Tokyo to Secretary of State［hereafter SoS］, November 3, 1958, 石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成Ⅴ　日米外交防衛問題　一九五八年』（柏書房、一九九八年）［以下、『集成Ⅴ』］第四巻、二三六―二三九頁。条約地域の縮小をめぐる米国側の動向に関しては、原、前掲『日米関係の構図』、一五六―一五九頁。坂元、前掲書、二四六―二五一頁。河野、前掲論文、四五八―四六八頁参照。

(31) 米保長「安全保障に関する日米新条約案（三三・一一・四）に関する説明」一九五八年一一月五日、米保長「日米安全保障新条約に於ける沖縄小笠原の取扱について」一九五八年一一月一〇日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第一巻、外務省外交史料館所蔵）。

(32) 原、前掲『戦後日本と国際政治』、一九五―二一二頁参照。

(33) 坂元、前掲書、二四六頁。Embtel. 1115, Tokyo to Department of State［hereafter DoS］, November 28, 1958, *Foreign Relations of the United States 1958-1960*, Vol. XVIII, Japan; Korea (U.S. Government Printing Office, 1994) [hereafter *FRUS*], pp.100-104.

(34) 「日米安保条約改訂について」一九五八年一〇月一一日〔日本社会党政策資料集成刊行委員会・日本社会党政策審議会編『日本社

会党政策資料集成』（日本社会党中央本部機関紙局、一九九〇年）、九六―九七頁）。政策審議会・組織委員会編『なぜ安保条約改訂に反対するか』（日本社会党出版部、一九五八年）（「浅沼稲次郎関係文書」一二三二所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

(35) 河野、前掲論文、四五五―四五六頁。「Draft Treaty of Mutual Cooperation for Security between Japan and the United States of America」一九五八年一一月四日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第一巻、外務省外交史料館所蔵）。

(36) 前掲、米保長「安全保障に関する日米新条約案（三三・一一・四）に関する説明」一九五八年一一月五日。

(37) 河野、前掲論文、四五七頁。「Draft Treaty of Mutual Cooperation for Security between Japan and the United States of America」一九五八年一一月二一日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第一巻、外務省外交史料館所蔵）。

(38) 波多野、前掲書、九四―九七頁。河野、前掲論文、四五七頁。「十一月二十六日藤山大臣在京米大使会談録」一九五八年一一月二六日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第一巻、外務省外交史料館所蔵）。

(39) Embtel. 1115, Tokyo to DoS, November 28, 1958, *op. cit.*

(40) 米保長「在京米大使内話の件」一九五八年一一月二八日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第二巻、外務省外交史料館所蔵）。

(41) 米保長「條約地域及び防衛協力條項に関する十二月第一週の経緯に関する件」一九五八年一二月七日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第二巻、外務省外交史料館所蔵）。

(42) 条参「沖縄、小笠原を条約区域に入れることの得失」一九五九年一月一〇日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第二巻、外務省外交史料館所蔵）。

(43) 「援助行動と其の憲法的制約に就て」一九五八年一二月二二日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第二巻、外務省外交史料館所蔵）。

(44) 麻生考査官「安保条約改定に関する要望事項」一九五九年三月三日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第二巻、外務省外交史料館所蔵）。

(45) 「大臣と防衛庁長官との会談」一九五九年三月一九日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第二巻、外務省外交史料館所蔵）。

(46) ヴァンデンバーグ条項は最終的に、新安保条約第三条で「締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる」と、また「援助義務条項」は同第五条で「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」と規定されることとなる〔細谷千博・有賀貞・石井修・佐々木卓也編『日米関係資料集　一九四五―九七』（東京大学出版

会、一九九九年）、四六一頁〕。

(47)「（仮訳）日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（案）」一九五九年三月一九日、「Draft Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America」一九五九年三月一九日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第二巻、外務省外交史料館所蔵）。

(48)「三月二十日藤山大臣在京米大使会談録（其一）」一九五九年三月二〇日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第二巻、外務省外交史料館所蔵）。

(49)「憲法留保条項」については坂元、前掲書、二四五頁及び二七四頁、並びに波多野、前掲書、一〇五―一一五頁でも言及されている。坂元氏は、米国国務省が四つの理由で「憲法留保条項」削除を命じたことを指摘した。波多野氏は、行政府が司法府の権限を犯すことへの危惧から国務省が削除を命じたと指摘している。以上の言及を踏まえつつ、本稿では、「憲法留保条項」挿入問題の経緯をやや詳細に論ずることで、米国側が同条項挿入を拒絶した実際の理由を明らかにし、安保改定過程の全貌解明の一助としたい。

(50) 原、前掲『戦後日本と国際政治』、二三六頁。この時期の自民党の党内調整は同書二二八―二四四頁参照。

(51) Desp. 1008, "Diet Interpellations on Certain Aspects of the Pending U.S.-Japan Mutual Security Treaty", March 11, 1959, 石井修監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成Ⅰ　日米外交防衛問題　一九五九―一九六〇年』（柏書房、一九九六年）［以下、『集成Ⅰ』］、第六巻、一三六―一四八頁。

(52) Desp. 1460, "Diet Interpellations on the Security Treaty Negotiations", June 22, 1959, 『集成Ⅰ』第七巻、九一―九七頁。

(53) 林法制局長官による一九五九年六月九日の講演での発言〔「内外情勢調査会講演シリーズ九六　林修三　憲法第九条をめぐる論点」（「入江俊郎関係文書」一六九所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）〕。

(54) 前掲、米保長「條約地域及び防衛協力條項に関する十二月第一週の経緯に関する件」一九五八年一二月七日。

(55)「日米安全保障新条約の大要」［作成者不明］一九五九年二月一二日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第二巻、外務省外交史料館所蔵）。

(56)「（仮訳）日本国とアメリカ合衆国との間の相互的協力及び安全保障条約（案）」一九五九年二月二四日、「Draft Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America」一九五九年二月二四日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第二巻、外務省外交史料館所蔵）。

(57) 前掲、「（仮訳）日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（案）」一九五九年三月一九日、「Draft Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America」一九五九年年三月一九日。

(58) Embtel. 2234, Tokyo to DoS, April 29, 1959, *FRUS*, pp.131-134. Embtel. 2236, Tokyo to DoS, April 29, 1959, *FRUS*, p.138.
(59) 坂元、前掲書、二四五頁及び二七四頁。Deptel. 1673, DoS to Tokyo, May 9, 1959, *FRUS*, pp.164-167.
(60) 前掲、アメリカ局安全保障課長「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」。
(61) 同前。
(62)「五月十一日藤山大臣在京米大使会談録」一九五九年五月一一日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第四巻、外務省外交史料館所蔵）。なお米国側史料によれば、藤山外相は「憲法留保条項」削除は憲法上の困難を招くと抗議している（Embtel. 2374, Tokyo to DoS, May 11, 1959, *FRUS*, pp.169-170）。安保改定交渉に関し、マッカーサー大使による米国国務省への報告と外務省史料では内容に差異が見受けられることがある。こうした差異が大使の交渉戦略によるものか、単に交渉当事者の認識の違いによるものかは判然としない。「憲法留保条項」をめぐる日米外交交渉に関しては、管見の限り、米国側文書の方に史料が残っている場合が多い。ゆえに、現時点では可能な限り日米両国の史料の照合に努めつつ、これが不可能の場合は米国側史料に依拠する形で本稿は論述している。
(63)「五月十四日山田次官在京米大使会談に関する件」一九五九年五月一四日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第四巻、外務省外交史料館所蔵）。
(64)「五月二十日山田次官在京米大使会談に関する件」一九五九年五月二〇日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第四巻、外務省外交史料館所蔵）。
(65) 条次長「（第八条問題）」一九五九年五月二一日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第四巻、外務省外交史料館所蔵）。
(66) Embtel. 2577, Tokyo to DoS, June 4, 1959, *FRUS*, pp.181-183. Deptel. 1889, DoS to Tokyo, June 4, 1959, *FRUS*, pp.184-185.
(67) Embtel. 2676, Tokyo to DoS, June 12, 1959, *FRUS*, pp.193-194. Embtel. 2733, Tokyo to DoS, June 18, 1959, *FRUS*, pp.198-200.
(68) なお西尾は、同会談でマッカーサー大使に対し、彼が率いる「民主社会主義勢力」がいずれ社会党の実権を奪還すると述べ、自身を売り込んでいる〔CF 794.00/6-959, Embtel. 2619, Tokyo to SoS, June 9, 1959, CF 794.00/6-959, Embtel. 2620, Tokyo to SoS, June 9, 1959（「一九六〇年日米安全保障条約改定関係資料」所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）〕。これに先立つ一九五九年四月八日、西尾のブレーンで政治学者の中村菊男がロバートソン極東問題担当国務次官補らと懇談している。中村は「反共の砦」としての社会党右派への支援を説くと共に、自民党分裂も視野に入れた社会党右派の離党の可能性を伝えている。これに対し、ロバートソンは「米国は保守勢力のみに関心を有しているわけではない」と応じている〔CF 794.00/4-859, Memorandum of Conversation, "Japanese Socialist's Views on Communist Threat to Japan", April 8, 1959（「一九六〇年日米安全保障条約改定関係資料」所収、国立

国会図書館憲政資料室所蔵）〕。

(69) Deptel. 1972, DoS to Tokyo, June 16, 1959, *FRUS*, pp.196-197. このように国防省は憲法九条に関する将来的な司法判断を警戒したのだが、それは砂川事件伊達判決に起因すると推察される。同判決文中には、在日米軍が米国の戦略判断による日本域外での戦闘作戦行動にも使用され得るため、日本が直接関係のない武力紛争に巻き込まれる可能性があり、このような「合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、〔…〕日本国憲法の精神に悖る」疑念が生ずるとの言及もある〔「砂川事件の第一審判決（伊達判決）」（データベース「世界と日本」所蔵 http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPSC/19590330.O1J.html 最終閲覧：二〇一八年一一月九日）〕。

(70)「六月十七日藤山大臣在京米大使会談録」一九五九年六月一七日（「日米安全保障条約の改定に係る経緯」第四巻、外務省外交史料館所蔵）。

(71)『懇話会資料第四号　安保条約問題東京地区懇話会における藤山外務大臣演説―附　各地区懇話会質疑応答』（安保条約問題全国懇話会、一九五九年）。『朝日新聞』一九五九年五月二六日付朝刊一面、二面。

(72) 同前紙、一九五九年五月二七日付夕刊一面。

(73) 同前紙、一九五九年五月二七日付朝刊一面。日本社会党『社会新報』一九五九年五月三一日付二面。

(74) 同前紙、一九五九年五月二九日付朝刊二面。

(75)『官報号外昭和三十四年六月二十六日　第三十二回国会参議院会議録第四号』一九五九年年六月二六日、一八頁。

(76)『第三十二回国会衆議院外務委員会議録第二号（閉会中審査）』一九五九年七月一〇日、七―九頁。

(77) 同前、八頁。『朝日新聞』一九五九年七月一一日付朝刊二面。

(78) Embtel. 161, Tokyo to SoS, July 17, 1959,『集成Ⅰ』第七巻、一七八―一七九頁。

(79) Desp. 191, Tokyo to DoS, "Diet Discussions of the Security Treaty Issue in June and July", August, 11 1959,『集成Ⅰ』第七巻、二四三―二五二頁。

(80)『第三十一回国会参議院予算委員会会議録第十一号』一九五九年三月一六日、二七―二八頁。

(81)『第三十一回国会衆議院予算委員会議録第十六号』一九五九年三月二日、一五―一六頁。

(82) 斎藤真・永井陽之助・山本満編『戦後資料　日米関係』（日本評論社、一九七〇年）、一〇〇―一〇二頁。『朝日新聞』一九五九年五月三日付朝刊一面。

(83) 憲法調査会編『憲法調査会第三〇回総会議事録』（大蔵省印刷局、一九五九年）、二七―二八頁。

(84) 前掲、『第三十二回国会衆議院外務委員会議録第二号（閉会中審査）』、八頁。
(85) こうした外務省条約局の思考枠組は以下のことにも見受けられる。一九五四年六月三日の衆議院外務委員会において当時の下田武三条約局長は、「外務省条約局の研究の段階で得た結論」として、「結局憲法で認められた〔自衛権の〕範囲というものは、日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、〔集団的自衛権は〕自衛権の名において発動し得ない」というものであるとの見解を示している（『第十九回国会衆議院外務委員会議録第五十七号』一九五四年六月三日、四―五頁）。この答弁は集団的自衛権の発動を違憲と明言する初めての政府答弁として名高い〔阪口、前掲論文（上）、七九―八〇頁〕。しかし、この下田条約局長こそ、はじめにで述べた一九五五年八月の重光外相訪米の際に旧安保条約の相互防衛条約化構想を推し進め、「西太平洋における日米両国の領土又はその施政権下にある地域」に限った「相互防衛についても、それが自衛行動の範囲内のことを規定するものであるなら、もちろん現行憲法の下において可能」との見解を打ち出した人物なのである（前掲、条「日米相互防衛に関する擬問擬答」一九五五年八月二三日）。
(86) この時期における自民党の党内調整過程の詳細は原、前掲『戦後日本と国際政治』、二七〇―二八四頁参照。
(87) 『朝日新聞』一九五九年七月二九日付朝刊一面及び同年八月一日付朝刊二面。
(88) 「自民党の安保改定方針」より「資料二　安保条約改定に関する一問一答」（『浅沼稲次郎関係文書』一八九九所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。「日米安保条約をなぜ改定するか―日本の平和と独立を守るために」（自由民主党編『政策月報』第四三号、一九五九年、一一七―一三一頁）。自由民主党本部『自由民主』一九五九年七月三〇日付一面。
(89) 『朝日新聞』一九五九年八月九日付朝刊一面。日本社会党『社会新報』一九五九年八月二五日付一面。
(90) 『第三十二回国会衆議院外務委員会議録第四号（閉会中審査）』一九五九年九月一日、五―六頁。
(91) 『朝日新聞』一九六〇年四月二一日付朝刊二面、及び中村明『戦後政治にゆれた憲法九条―内閣法制局の自信と強さ〔第三版〕』（西海出版、二〇〇九年）、二一七頁。高辻法制局次長は「〝日本国の施政の下にある〟米軍基地が武力攻撃を受ければ、日本としても〝共通の危険に対処して行動することを宣言する〟と規定している以上、日本国内では米軍を守るため集団的自衛権を行使することになる。しかしそれを敢て集団的自衛権行使と言わなくても、実際にやることは個別的自衛権行使と同じなので、岸首相、林法制局長官ら政府側は個別的自衛権行使で押し通した」と回想する。中村氏による聞き取りの再引用。
(92) 前掲、『朝日新聞』一九六〇年四月二一日付朝刊二面。なお、「一九六〇年安保国会」における岸首相、藤山外相の国会答弁資料作成を担当した下田前条約局長は以下のように証言している。すなわち、「集団的自衛権という言葉を不用意に使うと、日本はあたかもアメリカまで守りにいくような誤解を与えるので、〔…〕誤解を招くような表現はなるべく避ける。現実に日本の場合は個別的自

衛権ですべて説明がつくのであるから、あえて集団的自衛権をもつて説明する必要はないという言い方をしておる」（『憲法調査会第三委員会第二十四回会議議事録』一九六〇年八月一〇日、三二頁）。

(93) 岸首相は「一九六〇年安保国会」への対策を重視していたとみられる。岸首相は新安保条約調印を前にした一九六〇年一月一三日、民社党結成を控える西尾末広と会談した。この会談で西尾は、日本政府が要求した場合のみの米軍の日本駐留、日本域外での戦闘作戦行動への在日米軍の不使用を米国側に主張するよう要望する。その上で、これらの要望が不可能な場合には、日本域外での在日米軍使用に関する拒否権を明確にし、あわせて、この在日米軍による核持ち込みも禁止されるべきだと述べる。米国大使館は、岸は社会党の国会欠席戦術への不参加を示す民社党との関係を重視しており、安保改定に関する要望に傾聴することで西尾を満足させたが、こうした民社党の態度は、新安保条約の国会審議において世論の支持を得るための社会党の能力を弱めるものだ、と国務省に報告している〔Embair. G-320, Tokyo to SoS, January 19, 1960, 石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成Ⅲ　日本の国内事情　一九六〇年』（柏書房、一九九七年）第一巻、七二―七三頁〕。また、前章であげた西尾・マッカーサー大使会談に先立つ一九五九年六月五日、岸首相は大使に、西尾が社会党を分裂させるなら、自民党から数十人が参加しても個人的には構わないし、むしろそれは社会党左派を弱体化させる充分な勢力を西尾に確保させることになると述べている。岸は野党の分断を図る上で西尾を重視していたのである（Embtel. 2600, Tokyo to DoS, June 6, 1959, *FRUS*, pp.185-187）。

(94) 一九六〇年四月に自民党政務調査会は社会党の安保改定批判に対する反論を発表した。この中で自民党は、「新安保条約もその適用地域は、日本の施政下にある領域に限られ、しかも憲法の規定の範囲内であることが明言されているのであるから、このような〔外国の領土を日本の自衛隊が守るという〕意味の集団的自衛権によるものでないことはきわめて明瞭である」と結論付けた（前掲、自由民主党政務調査会「新安保条約の論点」、二〇頁）。

(95) 「日本社会党活動記録昭和三五年一月」より、「中央委員会議案　安保条約改定阻止斗争方針」（「浅沼稲次郎関係文書」一三三〇所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

(96) 『第三十四回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録第二十一号』一九六〇年四月二〇日、二七頁。

(97) 同前、三七頁。

(98) 同前、三五―三六頁。

(99) 原彬久編『岸信介証言録』（中央公論新社、二〇一四年）、三九七頁。

(100) 林修三『法制局長官生活の思い出』（財政経済弘報社、一九六六年）、一七五頁。